

石川県工業試験場 3Dプリンタ及び3Dスキャナ利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、石川県工業試験場に設置する3Dプリンタ及び3Dスキャナ等の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規約において3Dプリンタ等とは、別表1に掲げる機器をいう。

(基本的義務)

第3条 利用者(3Dプリンタ等を利用しようとする企業、団体等をいう。以下同じ。)は、本規約に定める一切の条件を遵守するとともに、自らの責任においてその役員及び従業員等で3Dプリンタ等を操作する者に対し規定の遵守を徹底しなければならない。

2 利用者は、3Dプリンタ等の操作にあたっては、3Dプリンタ等を管理する石川県工業試験場職員(以下、「試験場担当者」という。)の指示に従わなければならない。

(利用時間)

第4条 3Dプリンタ等の利用(受付及び造形物の引渡し)は、工業試験場開庁日の午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く)とする。

2 前項の規定にかかわらず、石川県工業試験場長(以下、「場長」という。)は利用時間を変更することができる。

(利用目的及び場所)

第5条 利用者は、次の各号のいずれかの目的に該当する場合に限り、3Dプリンタ等を利用することができる。

- (1) 試作目的
- (2) 活用技術開発目的
- (3) 学術目的
- (4) 人材育成目的
- (5) その他、場長が適当と認めた目的

2 利用者は、3Dプリンタ等が設置された室内において、当該機器を利用しなければならない。

(利用の申請)

第6条 利用者は、3Dプリンタ等の使用承認申請にあたっては、あらかじめ本規約に関する同意書(様式第1号)を場長に提出しなければならない。

2 場長は、利用者に対し利用者に関する情報が確認できる書類の提示を求め、当該書類の写しをとることができる。

3 3Dプリンタ等を操作する者は、工業試験場が実施するモノづくり技術高度化開発指導事業の機器操作研修を受講しなければならない。

(禁止事項)

第7条 場長は、3Dプリンタ等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定に

かかわらず、3Dプリンタ等の利用を認めないことができる。

- (1) 銃器類その他の法令、条例等の規定に違反する場合
- (2) 造形物が殺傷能力を有するおそれがある場合
- (3) 公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) 著作権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するおそれがある場合
- (5) 肖像権、営業秘密、プライバシーその他の第三者の権利を侵害するおそれがある場合
- (6) 不正競争防止法に違反するおそれがある場合
- (7) 利用申請時の申請内容に虚偽がある場合
- (8) 反社会的勢力等の利益になるおそれがある場合
- (9) その他、場長が、利用を適当でないと認める場合

2 場長は、3Dプリンタ等の利用の開始後であっても、前項の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者に通知することなく、直ちに利用を中止することができる。

(資料等の扱い)

第8条 利用者は、試験場担当者に対し、造形及び測定に必要な3Dデータを含む資料等（以下、資料等とする）を、試験場担当者の指定する方法により提供する。

- 2 試験場担当者は、利用者が3Dプリンタ等を利用するために必要な範囲で資料等を複製及び変更することができる。
- 3 利用者の資料等の不備や提供の遅滞により利用者に損害が発生した場合、石川県及び工業試験場は、一切の責任を負わない。
- 4 資料等の内容及び3Dスキャナの測定対象物の取り扱いに関して、利用者が一切の責任を負う。
- 5 資料等又は測定対象物が、滅失、毀損、又は工業試験場の責に帰さない事由により漏洩した場合、それにより発生した損害について、石川県及び石川県工業試験場は、一切の責任を負わない。
- 6 利用者は、工業試験場に提供した資料等又は持ち込んだ測定対象物を利用終了後に、速やかに消去又は撤収しなければならない。これにより利用者に発生した損害については、石川県及び工業試験場は一切の責任を負わない。

(表明保証)

第9条 利用者は、資料等について、適法な権利を有していること及び資料等が第三者の著作権、意匠権、特許権、実用新案権等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことについて、工業試験場の求めに応じて証明するものとし、この資料等により生じた損害（第三者に与えた損害を含む。）について、石川県及び工業試験場は一切の責任を負わない。

(利用の中止)

第10条 利用中に、3Dプリンタでの造形又は3Dスキャナでの測定が不可能であることが判明した場合、場長は利用者の利用を中止することができる。これにより生じた損害について、利用者は、石川県及び工業試験場に対し、いかなる請求もできない。

- 2 工業試験場の責に帰さない事由により利用中止となった場合には、利用者は利用中止までの手数料を支払わなければならない。

(造形物及び測定データの引渡し)

第11条 利用者は、造形及び測定が終了した後、速やかに造形物及び測定データの取り出しを行わなければならない。

- 2 前項の取り出しが遅滞した場合、場長は、造形物及び測定データを処分することができる。この場合、工業試験場は処分によって生じるいかなる責任も負わない。
- 3 造形物及び測定データの滅失、毀損等の危険は、利用者が負担する。
- 4 場長は、利用者に対し、3Dプリンタで出力した造形物及び3Dスキャナで取得した測定データについて、利用者が工業試験場に提供した資料等と一致すること、利用者の目的に適合すること、商品性若しくは商業的实施可能性を有すること、又は第三者の権利を侵害しないこと、その他いかなる保証も行わない。

(造形物及び測定データの利用)

第12条 造形物及び測定データの利用は、利用者の責任で行うこととする。これにより損害が発生した場合、石川県及び工業試験場は、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は造形物及び測定データを営利目的で利用してはならない。

(利用者の責任)

第13条 利用者は、3Dプリンタ等の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 3Dプリンタ等を第5条で定める目的以外に利用しないこと
 - (2) 第7条の各号に掲げる事項を行わないこと
 - (3) 犯罪に関連する行為を行わないこと
 - (4) 工業試験場、他の利用者又はその他の第三者に対して詐欺又は脅迫行為を行わないこと
 - (5) 工業試験場の運営を妨害する行為を行わないこと
 - (6) 試験場担当者の運用の指示に従うこと
 - (7) その他、場長が不適切と判断する行為を行わないこと
- 2 利用者は、3Dプリンタ等の利用によって生じた傷病や損害について、石川県及び工業試験場に対し、いかなる賠償も請求することができない。
 - 3 資料等、造形物及び測定データについて、利用者又は工業試験場と第三者との間に、第三者の権利侵害に関する紛争が生じたときには、利用者の責任と費用負担においてこれを解決しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により、3Dプリンタ等その他備品を破損し、又は滅失した場合は、工業試験場にその損害を賠償しなければならない。ただし、場長が利用者に損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(不可抗力)

第15条 利用者及び工業試験場は、地震、津波、火災、洪水、台風、竜巻、若しくはその他の天災地変、テロ行為、戦争、騒乱、ストライキ、法令改正、行政行為、又はその他本規約の当事者の支配の及ばない事由によって生じた不利益について、相手方に対し責任を負わない。

(自己のサービスとしての利用の禁止)

第16条 利用者は、書面による場長の事前承諾なくして、3Dプリンタ等の利用を自己または他者のサービスとして第三者に提供してはならない。

(反社会的勢力との関係排除等)

第17条 利用者は、自己、自己の役員(名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいう)若しくは業務従事者又は本規約の媒介者が、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という)であること

(2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること

(6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 利用者は、本規約における各自の義務の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約する。

3 利用者は、次の各号に該当する事項を行ってはならない。

(1) 反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと

(2) 自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと

① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること

② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること

③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること

④ 相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること

4 場長は、利用者が本条に違反した場合、利用者による3Dプリンタ等の利用を中止することができる。この場合、工業試験場は利用者に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しない。

(規約の変更)

第18条 場長は、予告なく本規約を変更することができる。

2 本規約を変更した場合、利用場所での掲示、ホームページへの掲載等の周知手段により、利用者に当該変更内容を通知し、その後、利用者が3Dプリンタ等を利用したとき、利用者は本規約の変更に同意したものとみなす。

3 利用者は、本規約の変更により生ずる損害について、石川県及び工業試験場に対して、いかなる請求もできない。

(利用規約の解釈)

第19条 利用者及び工業試験場は、本規約に定めのない事項又は解釈上の疑義については必要に応じ協議するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本規約について紛争が生じた場合、工業試験場の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成31年4月1日から施行する

(改訂期日)

この規約改訂は、令和2年4月1日から適用する

(改訂期日)

この規約改訂は、令和3年3月1日から適用する

別表 1

3Dプリンタ及び3Dスキャナ利用規約に該当する試験設備

3Dプリンタ

- ・三次元造形機（金属造形用）
- ・三次元造形機（樹脂造形用）
- ・三次元造形機（石膏造形用）
- ・レーザー肉盛装置
- ・ブルーレーザー肉盛積層装置

3Dスキャナ

- ・可搬式三次元デジタル化システム
- ・マイクロ三次元スキャナ

(様式第1号)

石川県工業試験場 3Dプリンタ及び3Dスキャナ利用規約 同意書

石川県工業試験場長 殿

当社は、石川県工業試験場に設置の3Dプリンタ及び3Dスキャナの利用に当たって、「石川県工業試験場 3Dプリンタ及び3Dスキャナ利用規約」を遵守致します。

令和 年 月 日

住所

企業・団体名

代表者名

<事務担当者>

氏名		所属・役職	
TEL		FAX	
E-Mail			